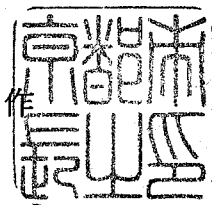


都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了
しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成20年10月17日

京都市長 門川 大



1 許可年月日及び許可番号

平成20年6月13日 第3651号

平成20年9月4日 変第1662号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区醍醐辰己町11番地（一部）、30番地（一部）、同区醍醐下山口町

24番地及び25番地並びに市有地（未登記）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区醍醐辰己町11番地

木村 昭夫

(都市計画局都市景観部開発指導課)